

## ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ツキノワグマの保護管理を図るため放獣を実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象事業)

第2条 別記「ツキノワグマ放獣の実施について」により、市町村が有害鳥獣駆除等で捕獲したツキノワグマを放獣する事業とする。

### (補助金の交付対象経費及び補助額)

第3条 この補助金は、次の経費を対象として100,000円を限度として交付するものとする。(消費税相当額を含むものとする。)

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・放獣作業従事者謝金（限度額40,000円）
- ・麻酔薬費及び投与謝金（限度額60,000円）
- ・物件費（限度額10,000円）

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別紙様式1の「補助金交付申請書」を提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第5条 補助金は、当該事業完了後、実績報告に基づき交付する。

### (実績報告)

第6条 補助事業が完了したときは、別紙様式2の「実績報告書」を提出するものとする。

### (証拠書類等の整備保管)

第7条 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了の日から5年間保管しなければならない。

### (附則)

第8条 この要綱は、平成12年6月7日から適用する。

(様式1)

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長

平成 年度ツキノワグマ放獣事業費補助金の交付申請書

この事業を次のとおり実施したいので、山梨県補助金等交付規則第4条及びツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 円(含む消費税相当額)
- 2 事業内訳書 (別紙1)

(様式2)

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長

平成 年度ツキノワグマ放獣事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこの事業の実績について、  
山梨県補助金等交付規則第12条及びツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱第6条  
の規定により、次のとおり報告する。

- 1 補助金額 円(消費税相当額)
- 2 収支精算書 別紙1
- 3 事業報告書 別紙2
- 4 支払いの方法  
口座振替 振込先銀行名  
預金種別 当座・普通  
口座名 NO

(別紙2)

## 事業報告書

捕獲檻設置日	年 月 日
捕獲日	年 月 日
放獣日	年 月 日
作業内容	
放獣個体の状況 (計測した場合)	性別 体重 kg 体長 cm

\* 事業実施状況等の写真を添付